

仕様書

1 件名

前橋市水道局所管の全 2 9 1 施設で使用する低圧電気の需給業務

2 概要

(1) 需要場所

別紙 1 のとおり

(2) 用途

施設使用電力

(3) 契約種別

別紙 1 のとおり

3 供給仕様

(1) 契約方法

単価契約

(2) 予定年間使用電力量

7 9 2, 8 9 9 W h (全 4 2 3 契約)

(月別の予定段階別使用電力量は、別紙 2 のとおり。)

(3) 供給期間

令和 7 年 1 0 月の検針日から令和 9 年 1 0 月の検針日の前日まで

(地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

(4) 契約電力及び使用実績

別紙 1 のとおり

(5) 電気料金の算定

料金の算定は、1 か月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

なお、基本料金及び電力量料金の算定方法は次のとおりとし、基本料金単価及び電力量料金単価は、契約種別及び電力量料金単価の区分ごとに同一単価とすること。ただし、該当する契約種別がない場合は、他の契約種別に置き換えて算定しても構わないこととする。

ア 基本料金

(ア) 従量電灯 A、東京従量電灯 B 5 A

1 契約当たりの最低料金

(イ) 従量電灯 B、東京従量電灯 B（5 A を除く。）、従量電灯 C、東京従量電灯 C

基本料金＝契約電流等×基本料金単価

(ウ) 低圧電力、東京低圧電力

基本料金＝契約容量×基本料金単価

※(イ)(ウ)については、電気を使用しない月の基本料金は、半額とする。

イ 電力量料金

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

(6) 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件に準ずるものとする。

なお、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が電気料金の改定により、電気供給条件を変更した場合は、別途、本市と受注者の協議の上、決定する。

4 契約電力の変更

供給期間中に対象施設の廃止等があった場合は、契約電力の変更に応じること。

5 その他

(1) 供給実施に際しての条件等の詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。

(2) 本市から電力量などの必要なデータ提供の求めがあった場合は、これに応じること。

(3) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者の協議により定める。